

令和8年4月15日

戸田市長 菅原 文仁

## プロポーザル方式業者選定説明書

下記契約の業者選定をプロポーザル方式により実施しますので、このプロポーザル方式業者選定（以下「選定」という。）に参加する意向がありましたら、下記により必要書類を作成し、提出してください。なお、選定への参加にあたっては、必ず、選定に係る告示又は指名通知書を確認し、内容を熟知の上、行ってください。

また、選定の参加に必要な書類については、この説明書の末尾に記載してある本市ホームページの契約を所管する課のページから所定の様式を取得してください。

### 記

#### 1 契約の名称、履行期限等

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 名称    | 戸田公園周辺ブランディング業務                |
| (2) 場所    | 戸田市内及び戸田市が指定する場所               |
| (3) 履行期間  | 契約締結日から令和10年3月31日まで            |
| (4) 支出限度額 | 金22,385,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 〔うち令和8年度〕 | 金9,405,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 〔うち令和9年度〕 | 金12,980,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |

#### 2 契約の内容

- (1) 目的 県営戸田公園及び戸田漕艇場（戸田ボートコース）は、ボートの聖地として全国的に知られる日本唯一の人口静水ボートコースであり、日本最大級の美しい水辺空間として埼玉県南部における貴重な地域資源になりうるポテンシャルを秘めたスポットである。

一方で、本市が令和7年度に行った市民意識調査では、当該施設を使用する機会について、「ない」との回答が70.4%であり、ボート競技への興味関心についても「まったくない」との回答が37.4%と高くなっている。地域資源の魅力を最大限に活用するためには、効果的な発信方法の確立や市内における浸透化、市及び県内外での認知度向上に係る取組を行うことで、地域ブランディングを戦略的に推進していく必要がある。

本業務は、五輪種目であり、本市の強みでもある「ボート」を起点に、「ボートのまち戸田」という都市ブランドを確立することを目的とするものである。埼玉県が実施する県営戸田公園及び公園内施設の機能強化等と併せて本ブランディング事業を推進することで、本市及び地域資源の認知度向上を図る。これらの相乗効果により、誘客に繋げるとともに、これまでにない周辺地域への滞留性や周遊を促進し、ひいては本市の都市ブランドの持続的な向上を目指すものである。

- (2) 業務内容 本業務における内容は下記項目を基本とし、効果の拡大等に繋がる実施可能な取り組みがある場合は、事業費の範囲内で積極的に提案すること。また、本業務の実施や検討を本市が進めるにあたり想定される事項に対する助言等を行うこと。加えて、受注者は、本業務を行うにあたり、戸田市共創企画課

と連携・協力しながら業務を進めていくこと。

県営戸田公園及びポートコース等の地域資源を活用し、次のとおりブランディングに係る企画立案等を実施すること。なお、企画立案等の内容や業務の実施にあたっては、令和8年度から令和10年度に掛けて、埼玉県にて県営戸田公園の整備（公園出入口、観客席、遊具等）及び公園内施設の機能強化等の実施を予定していることから、積極的に活用すること。

#### ア ブランディングの実施

以下の点を包括した、幅広い世代を対象とした内容とすること。

- ・市内在住者向けのインナーブランディング
- ・市外向けのアウトターブランディング

#### イ プロモーションの実施

以下の点を踏まえ、地域資源等の魅力を効果的にプロモーションすること。

- ・広告等の展開を行うこと。
- ・話題性のある企画や効果的な広告媒体（SNS、交通広告、WEB広告等）を活用したエンターテインメント性のあるPRに繋げること。
- ・上記広告内容や媒体等の一連の運用を行うこと。

#### ウ PRツールの制作

ブランディングを効果的に推進するために必要なPRツールを予算の範囲内で提案するものとし、制作するツールは以下の（ ）～（ ）の内容を参考に、事業者提案を踏まえて双方協議のうえ決定するものとする。

- （ ）地域資源の魅力等を踏まえた「ブランドイメージ」を明確に整理し、長期的なブランド価値構築のためのブランドツール作成等を行うこと。
- （ ）県営戸田公園及び周辺の魅力をより身近に感じてもらい、周遊等に繋げるための効果的なPR動画作成等を行うこと。また動画に関しては、本市公式 YouTube への掲載を可能とできるものとする。
- （ ）これまでにないよりインパクトのある内容に特化し、更なるPRや誘客の好循環を生み出すため、幅広い影響力やそのノウハウを持つインフルエンサーの活用等を行うこと。

#### エ ワークショップ等の実施

本市のブランド強化につなげる企画・開発等のため、市民や地域事業者等を含む、複数ターゲットを対象にワークショップ等を実施すること。

#### オ プロモーション戦略の策定

ターゲット等を明確にし、地域への関心や直接的な行動を誘発するため、プロモーション戦略策定等を行うこと。

#### カ フィールドプロモーション活動等の実施

市内外からの認知度を高め、気軽に訪れやすくするため、イベント会場

等にて地域資源を活用した体験型のフィールドプロモーション活動等を実施すること。

#### キ 進行管理

これらの業務における全体の進行管理を行うこと。

### 3 参加表明書の提出方法等

- (1) 期 間 令和8年4月16日 午前9時から  
令和8年5月1日 午後5時まで
- (2) 場 所 戸田市企画財政部 共創企画課  
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
- (3) 方 法 郵送又は持参 所定の様式にて期間内必着
- (4) 提出資料 所定様式の書類に加えて、以下のものを提出すること
  - ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - ・直近の決算書の写し
  - ・令和5年度以降における、類似事業に関して地方自治体と連携した実績（現在履行中のものも含む）実績が分かる書類（契約書の写し等）

### 4 提案書及び参考見積書の提出方法等

- (1) 期 間 令和8年5月13日 午前9時から  
令和8年5月22日 午後5時まで
- (2) 場 所 戸田市企画財政部 共創企画課  
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
- (3) 方 法 郵送又は持参 所定の様式にて期間内必着

### 5 評価基準等

- (1) 評価点の算出方法

提出された提案書のうちから契約について最適なものを特定するため、プロポーザル方式選定委員会において、以下に記載の提案書を評価するための基準（以下「評価基準」という。）に基づき提案書を審査し、評価点を算出します。算出後、評価点の最も高い提案書について、契約について最適な提案書として特定します。なお、提案書と同時に提出された選定において参考とする見積書（以下「参考見積書」という。）に記載の見積価格（以下「参考見積価格」という。）については、評価の対象には含まれませんが、参考見積価格が支出限度額の制限の範囲を超える場合は、当該提案書を無効とし、評価点の算出は行いません。
- (2) 特定者の決定方法

契約について最適な提案書として決定された提案書の提出者を、特定者として決定します。

において、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、参考見積価格が最も低い者を特定者として決定します。また、参考見積価格についても同額のときは、くじにより決定します。
- (3) 評価基準

提案書に記載された内容を添付資料及び各種データ等により確認して評価（採点）します。また、ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容についても評価の対象となります。

提案の評価項目、評価基準、提出資料及び配点は次のとおりです。

ア 実施方法及び内容（配点60点）

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
実施内容の的確性	提案内容等が明確・明瞭でわかりやすいか	提案書及びヒアリング	0～15	/15
実施内容の創意工夫	事業内容の主旨及び目的を十分理解し、魅力ある提案がされているか	提案書及びヒアリング	0～25	/25
実施内容の実現性	提案内容に対する実施方法等は具体的で実現性があるか	提案書及びヒアリング	0～20	/20

イ 実施スケジュール（配点10点）

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
スケジュールの妥当性	綿密な業務行程・スケジュール・人事配置・役割分担等が示され、円滑な計画・準備運営が見込めるか	提案書及びヒアリング	0～10	/10

ウ 事業実績（配点10点）

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点	
事業の実績	過去3年間（令和5年度以降）に『類似業務（ ）』に関して地方自治体と連携する業務を履行した実績数	契約書写し	5件以上ある	10	/10
	3件以上ある		8		
	1件以上ある		5		

類似業務とは、シティプロモーション、ブランディング及び観光PR等（ただし、チラシやパンフレット等の作成に留まるものは除く）の業務であり、地方創生を目的としたものを指す。

エ 実施体制（配点20点）

評価項目	評価基準	提出資料	配点	得点
実施体制	進行管理者や各業務の担当者の体制は適切で、実績が豊富か	人員配置や業務執行体制が分かる資料	0～10	/10
業務従事者の適正、実績	過去に担当した業務実績から適切な業務遂行が可能と認められる。	業務従事者の実績等が分かる書類	0～10	/10

（4）最低基準

提案書の評価にあたっては、対象契約の履行に必要となる最低限の基準（以下「最低基準」という。）を次のとおり設定します。評価基準に基づく提案書の審査の結果、最低基準を満たさない提案書については、失格とします。また、すべての提案書が最低基準を満たさない場合は、「特定者なし」として選定を不成立とします。

最低基準 評価基準における評価点が50点以上であり、且つ、評価基準におけるア、

イ及びエまでの各区分の得点がそれぞれ次の点数以上。

[ア：30点、イ：5点、エ：10点]

## 6 選定に関する事項

### (1) ヒアリングの有無

実施する 日程等はヒアリング実施通知書により別途通知する。

### (2) 評価内容の担保

提案書は、契約内容の一部とし、発注者の指示により実施しない提案内容を除き、提案書にある提案内容はすべて履行確認の対象となります。受注者の責により提出された提案書の内容を満たすことができなかつた場合は、再度履行又は補修するものとします。再度履行又は補修が困難あるいは合理的ではない場合は、違約金として不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1点を契約金額の1%に相当させた金額。）を支払うことを受注者に求めます。また、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

### (3) 虚偽の記載

当該契約の締結前に提案書等に虚偽記載が判明した場合は、その提案書等を提出した者は失格とします。契約締結後に提案書等に虚偽記載が判明した場合は、違約金として契約金額の5%を支払うことを受注者に求めます。また、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

## 7 提出を求める提案書

### (1) 提案書

提出する提案書は、表紙及び(2)その他の提出書類を除く20頁以内、部数は9部（正本1部、副本8部）とし、提出書類は、A4サイズに揃え（拡大が必要な図等がある場合は折り込みを含めることも可）、表紙（市所定の「提案書」）を1頁とした通し番号を付するとともに、全頁数（頁の例：1 / ~ / ）を表示して提出してください。

なお、表紙以外は任意の書式とし、提出する提案書のうち1部（正本）については、表紙に所在地、商号、代表者職氏名等の必要事項を記載し、代表者印を押印してください。副本の表紙については、商号等の記載・押印をしないでください。提案書については、正本の表紙を除き提出者名及びそれを類推させる内容（ロゴマーク等）を記載しないでください。正本の表紙を除く提案書に記載された内容により提出者名が特定される場合は、当該提出者は失格となりますので、提案書の作成に当たっては十分に注意してください。

また、郵送で提出する場合は、発送後に共創企画課へ到着確認を行ってください。

### (2) その他の提出書類

その他の提出書類として、5評価基準等(3)評価基準 ウ 事業実績 及び エ 実施体制の評価対象としている以下の書類を提出してください。部数は9部（正本1部、副本8部）とし、表紙に「その他提出書類」としてください。

事業実績を証明できる書類：契約書の写し等

人員配置や業務執行体制が分かる書類：様式は任意、企業のパンフレット等やHPなども可（ただし、提出者名及びそれを類推させる内容（ロゴマーク等）が記載されていないこと）

業務従事者の実績等が分かる書類：様式は任意

また、郵送で提出する場合は、発送後に共創企画課へ到着確認を行ってください。

## 8 提出を求める参考見積書

提出する参考見積書の部数は1部とし、所定の様式によるものとします。なお、参考見積書は封入封緘して提出することとし、封筒には「見積書在中」と明記し、宛先、件名、所在地、商号、代表者職氏名を記載の上、代表者印で封印してください。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を参考見積書に記載してください。

また、郵送で提出する場合は、発送後に共創企画課へ到着確認を行ってください。

## 9 結果通知及び評価状況の情報提供

### (1) 特定者の決定結果通知

特定者及び特定者とならなかった者の決定結果については、決定後、速やかに特定者決定結果通知書により通知します。

### (2) 評価状況の情報提供

特定者決定結果通知日の翌日から7日以内（閉庁日を除く）を期限とし、提案書の提出者から自らが特定されなかった理由に関する情報提供について文書による依頼があった場合は、依頼のあった日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に当該提出者の評価状況を情報提供します。なお、提案書が失格、無効等になり、評価点の公表対象とならなかった者には情報提供は行いません。

## 10 選定及び当該契約に関する質疑

(1) 期 間 令和8年4月16日 午前9時から  
令和8年4月23日 午後5時まで

(2) 所管課 戸田市企画財政部 共創企画課

(3) 方 法 任意の書式に件名、質疑の内容を簡潔にまとめ、電子メールで共創企画課まで送信

電話、ファクシミリ、口頭等による質問は受け付けない。期間内厳守

(4) 回 答 令和8年4月27日午後5時までに共創企画課ホームページに掲載

## 11 無効又は失格の基準等

参考見積価格が支出限度額の制限の範囲を超えるときは、提案書を無効とします。

提案の実現性及び有効性の確認が出来ないときは、提案書を無効とします。

提出された提案書が不誠実（提案書のうち提案部分がすべて白紙又は「なし」等の記述のみの場合等）であるときは、提案書を無効とします。

提案書の内容が、発注者の定める最低基準を満たさないときは失格とします。

提出された提案書に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えません。ただし、ペナルティ項目については減点として計算します。

## 12 特定者の決定後の手続

特定者の決定後、特定者の提出した提案書等の内容を踏まえ当該契約に係る仕様書を作成します。特定者は、仕様書に基づき見積書を作成し、提出することとなります。見積書提出等の契約に関する事項については、契約の相手方となる者に対して改めて通知します。なお、特定者の決定から契約の締結までの間に、特定者が戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、特定者としての決定を取り消します。

## 13 その他必要があると認める事項

提案書に記載された内容については、その後の他の契約において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。

提案書の作成及び提出に要する費用及びヒアリングを実施する場合に要する費用は、提案者の負担とします。

提出された提案書は、この選定以外に提出者に無断で使用しません。

提出された提案書は、返却しません。

提出後に提案書の修正は認めません。

提案書の提案内容に品質等に係る試験等を要するものがある場合で、その費用が発生

するときの費用は、提案者の負担とします。

受付締切後に到着した提出書類は受理しないので、郵便事情等を考慮し、余裕をもって持参又は発送してください。不備を指摘された場合の再提出についても、特別の事情がある場合を除き所定の受付期間と同様とします。また、提出期限を過ぎて提出のない場合は、選定を辞退したものとみなします。

#### 1 4 契約を所管する課

戸田市企画財政部 共創企画課

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

TEL：048-441-1800（内線436・413・439）

URL(課のページ) <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/152/>

E-mail：kikaku@city.toda.saitama.jp